

各 $\left(\begin{array}{l} \text{登録水質検査機関の長} \\ \text{登録簡易専用水道検査機関の長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

水道法施行規則の一部を改正する省令について

水道法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第88号。以下「改正省令」という。）が、令和3年4月20日に公布、施行されることとなった。

については、下記について御留意の上、その施行に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に基づき登録水質検査機関並びに法第34条の2第2項の登録を受けた者（登録簡易専用水道検査機関）が行う厚生労働大臣への届出について、一部の届出書の様式が定められていなかったことから、届出書の添付書類とともに新たに定めるもの。

第2 改正の内容

- 1 登録水質検査機関が水質検査の業務を休廃止する場合における厚生労働大臣への届出書の様式を様式第16の3として新たに定める（改正省令による改正後の水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）第15条の7関係）。
- 2 登録簡易専用水道検査機関が簡易専用水道検査業務規程を厚生労働大臣に届出する場合における届出書の様式を様式第20として新たに定め、また、その添付書類を新たに定める（規則第56条の6第2項関係）。
- 3 登録簡易専用水道検査機関が簡易専用水道検査業務規程を変更する場合における厚生労働大臣への届出書の様式を改め様式第20の2として定め、また、その添付書類を新たに定める（規則第56条の6第3項関係）。
- 4 登録簡易専用水道検査機関が簡易専用水道の管理の検査の業務を休廃止する場合における厚生労働大臣への届出書の様式を様式第20の3として新たに定める（規則第56条の7関係）。
- 5 その他所要の改正を行う。